

手 数 料 表

下記手数料及び着手金は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100 %</u>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

手数料率 実績値の上限と下限

上限値 100 %

下限値 40万円

※通常は、成功報酬の手数料を35%～(定額60万円)としている。

返戻金制度について

出社初日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合
紹介手数料の50%に相当する金額を返金する

許可番号 1 3－ユ－3 0 5 9 5 2

事業所の名称及び所在地 エンキャリア株式会社

東京都渋谷区 代々木1-43-7 SKビル

上記は参考記入例です。

事業実態に応じて、求人者等から徴収可能な計数を記載してください。

消費税及び手数料負担者に関する記載をお忘れなく記載するようお願いします。

*** 1 求人受理時の事務費用**

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料の負担者は、通常「求人者」となります。

*** 2 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス**

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（割合【％】または【定額】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や 1 年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額〇〇％（または〇〇円）」と記載することも出来ます。このほか、1 件当たりの定額手数料を記載する方法等がありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の〇〇％（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

*** 3 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス**

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い、職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額（加算分）を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額（割合【％】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記* 2 と付帯して行われる場合が多いため、当該欄を必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

*** 4 消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。**